日本経済新聞
夕刊
3月8日
（土曜日）
発行所 日本経済新聞社
東京本社 ☎(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ☎(06)6943-7111
名古屋支社 ☎(052)243-3311
西部支社 ☎(092)473-3300
電子版アドレス
http://www.nikkei.com/
購読のお申し込み
☎0120-21-4946
http://www.nikkei4946.com

相続費用安く

税理士法人

基本料金2割安も 30万円主流に

都市部の税理士法人が相続税手続きの料金引き下げに動いている。2015年からの相続増税で、地価の高い東京や大阪など都市部では課税や申告の対象者が広がり、税理士への手続き依頼が急増する見通し。だが、費用がわからず二の足を踏む人も多い。各法人は財産評価や納税手続きをセットにした割安プランを設け、顧客取り込みを狙う。基本料金は30万円前後が主流になりつつある。

横浜を中心に個人の税務処理を手掛けるランドマーク税理士法人（横浜市）は、故人の財産が7000万円以下の場合、基本料金を30万円に抑えた相続手続きプランを提供し始めた。相続財産の評価と遺産分割協議書の作成、納税申告がセットになっている。

税理士の相続手続きの料金は一般に相続財産額の0・5～1%。財産が7000万円なら35万円以上かかることになるが、同法人は2割程度水準を引き下げた。相談にも無料で応じており「依頼者は納税が必要か判断してから契約すればよい」（同法人）という。

土地評価額の減額手続きをしないと、課税される人向けのプランも広がっている。東京の税理士法人レガシィ（東京・千代田）は、納税額ゼロになる人を対象に手続き全般を30万円で請け負うプランを提供する。税理士法人チェスター（東京・千代田）は同様のプランを、現行の30万円から20万円台に引き下げる方針。京都府や大阪府に事務所を置くひかり税理士法人（京都市）も30万円からの「納税ゼロプラン」を提供している。

来年から、相続財産のうち税がかからない基礎控除の部分が4割縮小される。そのため地価の高い都市部で不動産を受け継ぐ人を中心に「相続税がかかったり、申告が必要になったりするケースが急増する」（藤岡秋男・TOMAコンサルタンツグループ理事長）。相続税の課税比率（死亡者に対する課税件数の割合）は全国平均で4%程度だが、東京都内では15年以降、30%まで上昇するとの見方もある。

相続では、形状などで変わる土地の評価額算出や減額手続きがとりわけ難しく、税理士に頼ることになる。だが、料金は事務所で異なり、サービス内容も一般に分かりづらいとの声があった。税理士の間では、料金引き下げの動きは今後も続くとの見方が多い。

課税対象、15年から拡大

相続税は相続財産からの税がかからない基礎控除を引いた額に対してかかる。基礎控除は現在「5000万円＋法定相続人1人当たり1000万円」だが、2015年1月からは「3000万円＋法定相続人1人当たり600万円」に縮小される。

課税財産額に応じた税率も引き上げられる。最高税率は現在の50%（課税財産額3億円超の場合）から55%（同6億円超）になる。課税財産2億円超から3億円以下の税率は5%引き上げられる。

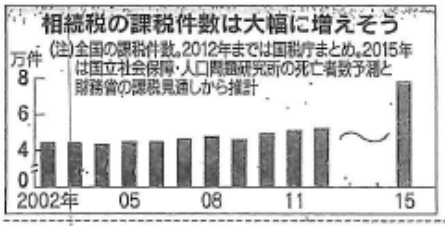

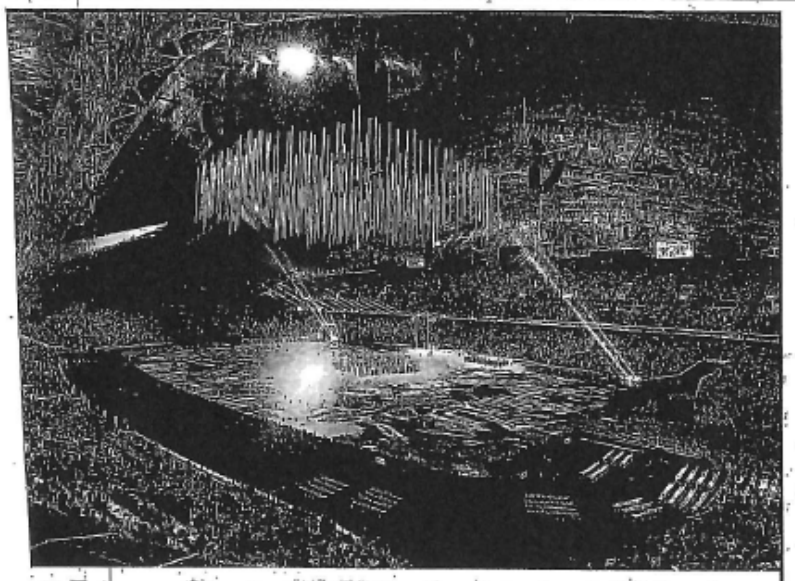

冬の熱戦 まだまだ続く

パラリンピック ソチで開会式

障害のある選手のスポーツの祭典、第11回冬季パラリンピック・ソチ大会は7日夜（日本時間8日朝）、ソチのフィシュト五輪スタジアムで開会式を開き、開幕した。ロシアでのパラリンピック開催は初めてで、冬季大会史上最多の45カ国から500人を超える選手が参加。16日まで熱戦が繰り広げられる。（モスクワ＝田中孝幸）

フィシュト五輪スタジアムで始まったソチ冬季パラリンピックの開
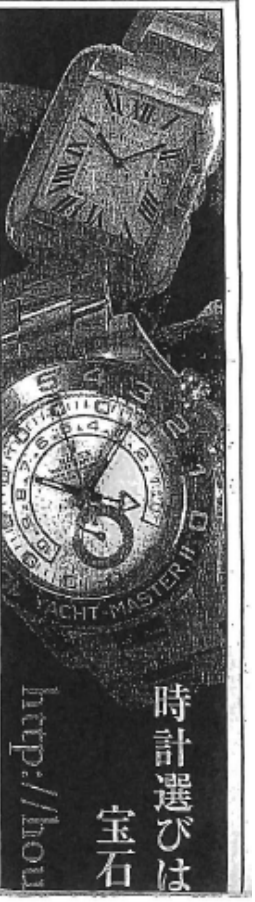
関連記事を社会・スポーツ面に